

2023年4月28日

ご加入者各位

株式会社 JR 東日本商事

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

この度の新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、今般、政府より、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が公表されました。こうした状況を踏まえ、各保険会社から、「五類感染症」への分類変更が予定どおり実施された場合、同日以降に同感染症と診断された場合の取扱いについて連絡がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

敬具

記

1. 入院保険金等のお支払い対象

診断日	ケース		
	病院または診療所に入院された場合 (約款における取扱い)(*1)	宿泊施設または自宅で療養された場合 (入院の特別取扱い:「みなし入院」)	
		重症化リスクの高い方(*2)	左記以外の方
2022年9月25日（日）まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
2022年9月26日（月）から 2023年5月7日（日）まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
2023年5月8日（月）以降	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

(*1) 約款上の入院とは主に以下のとおりです。

「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」等をいいます。

(*2) 「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

2. 傷害補償プラン「特定感染症危険補償特約」の取扱いについて

傷害補償「特定感染症危険補償特約」等は、感染症法上の一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症(*1)、新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症(*2)が保険金のお支払い対象となります。

新型コロナウイルス感染症が2023年5月8日(月)より「五類感染症」に変更された場合、契約始期日に関わらず、2023年5月8日(月)以降の発病は保険金のお支払い対象とはなりません。

(*1)政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられている場合に限りです。

(*2)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限りです。

3. その他

今回の対応の経緯、背景、保険金のご請求等につきましては、各保険会社のリリース情報をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/230413_01.pdf

三井住友海上火災保険株式会社

https://www.ms-ins.com/information/2023/pdf/0413_1.pdf

損害保険ジャパン株式会社

https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/news/2023/20230413_2.pdf?la=ja-JP

以上